

日程第十八 陳情第五十八—十三号 国民健康保険の国庫補助に関する陳情書

日程第十九 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十 特定事件の継続調査について

日程第二十一 議案第六十八号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

日程第二十二 議案第六十九号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

日程第二十三 議案第七十号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

日程第二十四 議案第七十一号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

日程第二十五 議案第七十二号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

日程第二十六 議案第七十三号 市立病院の設置及びその施設の整備並びに費用の負担に関する条例（審査報告）

午前十時一分 開議

○議長（田村市郎君） ただいまから昭和五十八年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（田村市郎君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして、諸般の報告をいたします。

（本田議会議事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、請願、陳情の受理について（別添参照）

三、昭和五十八年度第一回定期監査の結果について（報告）（別添参照）

○議長（田村市郎君） 以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、十九日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

日程については新しく市長から送付されました議案一件と、市民からの陳情書四件が提出されております。その他は、すでに各委員会において審議いたしました審査報告書でありますので、したがって、日程順序については、お手元に配付された日程表のとおり編成いたしました。

また追加された議案の取り扱いについては、人事議案については即決をし、その他は、お手元に御配付の付託表のとおり総務、厚生、各委員会に付託することといたしました。

なお追加された陳情書四件の本会議における取り扱いでございますが、いずれも本定例会の初日に提出された陳情書と全く同文でありますので、朗読はすべて省略することといたしました。

次に全員協議会についてであります。理事者側から開催の申し入れがあり、議会側も御協議を願う事案がありますので、本会議終了後に開催することといたしました。

なお今日の議題となっております福生市史編さん委員会条例が可決された場合は、市長から議会側委員の推薦依頼があると思っておりますので、諸般の事情からあらかじめ今日の全員協議会の議題に追加して御協議願うことで議会運営委員会は了承しておりますので、お含みお祈願いたします。

以上でございますが、今日の会議が円滑に運営できますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(田村市郎君) ただいま委員長から報告されたとおり今日の議事を進めますので、よろしくお祈願いたします。

○議長(田村市郎君) この際、理事者より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○福祉部長(須崎 進君) お許しをいただきまして、御訂正方お祈願申し上げます。

本会議の第二目の議案第七十号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の説明で、手当の該当者中、身体障

書目の計を申し上げましたが、百七十九名と申し上げましたが、百九十七名でございまして、おわびし、訂正方お願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) ただいま須崎 進君より訂正したい旨の発言がありました。訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 ようて須崎 進君の発言の訂正を認めることにいたします。

○議長(田村市郎君) これより日程に入ります。

日程第一議案第六十六号 福生市史編さん委員会条例を議題といたします。

本会本については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございまして、議案第六十六号

について審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例案は福生市の歴史と郷土に対する理解と愛郷心を深め市の発展に資するため市史の編さんを目的としたものでありまして、理事者からする説明を受けた後に審査に入りました。

委員より、市史編さん事業は何年ぐらいを予定しているのか。大枠としてどのぐらいのものをつくってどのような委員と、どれぐらいの費用が必要なのか。それらの算定はどうなっているのか。また第三条中、委員として市職員とあるが、だれを予定しているのか。表彰関係の規定を見ると具体的には職名が書かれているが、その辺のことはどうか。また編集専門委員についてはさらに編さん委員になるのか。またあの文化財保護審議会委員との関連はどうか等々の質問が出されました。

まず編さん事業の予定年数と大枠としてどのようなものをつくるのか。また費用はどうなっているのかという質問に対しては、理事者より、市制二十周

年記念の昭和六十五年を目標に定めている。時代区分としては現段階では古代から現代まで網羅し、特別資料として民俗あるいは自然も含めたい。額としては、通史だけを編さんする分で一億五千万円から二億円ぐらいになるだろう。史料集をもし発行するとするならばそれ以上の額になる。また時代区分に従って編さんするもので各ブロックに一人の編集専門委員を置くと現段階では七人の編集専門委員、それと編集専門委員を支える臨時職員で組織するという形になる等々の答弁がございました。

次に第三条中の市職員とあるのはだれを予定しているのか。ほかの規定を見るとどうも職名が書かれている等については、これはどういふことなのかという質問に対しては、現在、考えているのは助役と企画財政部長である。市職員とした理由については特定な職の権限との比較において特別に市職員という総称でも差し支えないということから今後人事関係についてはこのような表現でいきたいという考え方である。いずれにしても統一性をやるので、時期があれば抜本的に統一させていたいただきたいとの答

弁がございました。

また編集専門委員の中でさらに編さん委員になるのか、あるいは文化財保護審議会委員との関連はどうなのかという質問については、編さん委員が先に決まってしまう後に編集専門委員が任命されることになるだろう。編集専門委員は大学の教授等々いろいろな方々の配置が決められると思う。現在、福生市の文化財保護審議会委員の中にはそれに対応するような方々がおられるので学識経験者として編さん専門委員となるような構成の考え方を持っている。言うならば文化財保護委員会八名全員で編さん委員としての文化財保護審議会委員と編集専門委員とのどちらかの委員に編入していただくというような考え方であると、こういうような答弁がございました。

続いて編さんに要する費用は一億五千万円から二億円というふうな話があったけれども、内訳と概要について伺いたいとの質問があったわけですが、これに対して理事者より、調査期間、資料の発掘等一概に費用算出には困難であるが、概略として人件費、各種古文書等の資料収集、

原稿執筆委託、あるいは古文書の解釈等の委託、また協力者に対する記念品、粗品等の諸経費、あるいは将来の物価の値上がり等々考へて一応一億五千万円から二億円と言ったわけであるとの答弁がございました。

続いて、委員から、他市から見ても郷土資料室の内容は劣っている、市史編纂を進めていく中でいろいろと郷土資料が出てくると思うので、郷土資料室の充実を要望するとの発言があり、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十六

号は、委員長の報告とおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第二議案第六十七号 福生市非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でございますので、議案第六十七号につきまして審査概要を御報告とさせていただきます。

なお、お手元御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本条例案の一部改正は市史編さん委員会を設置するに伴い、委員及び編集専門委員の報酬の額を決めようとするものでございまして、担当課長より説明を受けた後に審査に入りました。

まず委員より、通常の委員会編成では委員長とか会長を設けて賃金を上乗せしているが、市史編さん委員については委員長とか会長というものがなく、理由は何なのかという質問に対しては、市史編さん委員については企画財政部の調査等も十分考慮して、特に統一的な報酬額等で実態にも見合うものであろうとの見解が説明としてなされ、例規審議会の中でも特に会長についても金額の増は考慮しなかつた関係で業務の実態を前提として決めたという経過があるとの答弁がございました。

また委員より、本会議の際に専門委員の関係で月額がいろいろではないかとの指摘があったが、この月額三万円の内容として大体何日ぐらいを

見込んだものか。また、説明によれば人件費は五千三百万円だと言われたが、ここに載っている月額、月額の報酬の七年分で計算をすると

二千五百万円弱になると思う。これ以外に編集専門委員プラス臨時職員との説明がなされたけれども、ここには規定されていないが、パートあるいは現在の職員を充てるのかどうか伺いたいの質問がなされました。

これに対して、理事より、各市の月々の編集専門委員の活動等を見ると延べにして五日ぐらいであり、他の非常勤特別職員の日当との均衡を保ちながら六千円掛ける五日の三万円としたわけである。

人件費の五千三百万円の中には編集専門委員のお手伝いの賃金を一千万円程度見込んでいる。そのほかには事務局を手伝ってもらう方も将来自ら考えていかなければならぬのでそれも若干加えて二千四百万円程度と考えている。編集専門委員の手伝いについては、その向きに関係を持ち若干の知識もある人ということと市内の女性を日給幾らでパートとして採用したいと考えている等々の答弁がなされた後にお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

当委員会の報告どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、
審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十七号について採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は、

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第六十八号 福生市児童育成手当

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第六十八号に
つきまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

まず、本案不審査に先立ち、担当課長より提案理由についての説明がありました。
本件は、東京都児童育成手当に関する条例の一部改正に伴い、児童育
成手当の額を引き上げようとするものである。なお、この手当は全額東京
都が負担し実施されているとの説明を受けた後、質疑に入りましたが、全
員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審
査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十八号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号

は、委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第四議案第六十九号福生市老人福祉手当

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に付するは、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長

から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございしたので、議案第六十九号

につきまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本会審査に先立ち担当課長より提案理由についての説明が

ありました。本件は、東京都老人福祉手当に関する条例の一部改正に

伴って老人福祉手当の額を引き上げようとするものである。なお、この手当

も全額、東京都の負担で実施されているとの説明を受けた後、質疑に

入りましたが、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第

であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げます。審査

報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は

委員長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第五議案第七十号福生市重度心身障害者

福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございしたので、議案第七十号につ

きまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本会審査に先立ち福祉事務所長より提案理由についての説明がありました。本件は、東京都に身体障害者福祉手当条例の一部改正に伴う改正で福祉向上の一環として福祉手当の額を引き上げようとするものである。これも全額東京都で補助するものであるとの説明を受けた後、質疑に入りました。

この対象人員は何人かとの質問に対し、身体障害者福祉手当の関係で身体障害者一級が八十一名、二級が九十八名、脳性麻痺、進行性筋萎縮病が十八名の計百九十七名。精神薄弱者の手当の方が、二度が八名、三度が十二名の計二十名であり、以上の合計が二百十七名であるとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員一致で原案どおり可決すべきもの

と決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださるようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で委員長長の報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

これより議案第七十号について採決いたします。

本会に對する委員長長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、

委員長長の報告どおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第六議案第七十一号 福生市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会に對するは、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので、議案第七十一号につきまして、委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なおお手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本会審査に先立ち担当課長より内容についての説明がありました。第九條第一項中の改正は文語の整備をしたものである。また第十二條中の条文改正も同様のものであり、現在行っている国保の取り扱ひが変更するものではなく、また被保険者のうちに影響を及ぼすような条文の改正ではないとの説明を受けた後、質疑に入りました。が、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。